

【令和3年度】長野市移住者空き家改修等補助金の概要 R3.7.21

- 1 対象地域 全市域
- 2 補助率 改修工事：工事に要した費用の3分の2以内
家財処分：処分に要した費用の10分の10以内
- 3 限度額 改修工事：市街化区域 50万円、その他の区域 100万円※
※中学生以下（年度末で15歳以下）の子がいる場合は、1人につき10万円を加算（30万円まで）
家財処分：全域10万円
- 4 対象物件 長野市空き家バンク又は市内の地区で運営する空き家バンクに登録している物件※
※売買・賃貸借契約締結日（R3.7.21以前はR3.4.1）から4年以内に事業に着手（改修工事の契約日）となります。（申請日ではありません。）
- 5 対象者
 - (1) 移住者
 - ア 現に長野県外に居住し、かつ、申請日以前3年間において長野県内に居住したことがない人
 - イ 現に本市に居住している人で、次に掲げる要件を全て満たすこと
 - (ア) 本市に転入した日以前3年間において長野県内に居住したことがないこと。
 - (イ) 本市に転入した日から申請日までの期間が5年以内であること。
 上記のうち、下記のすべてに該当する人
 - ・20歳以上60歳未満※
 - ・改修する空き家の所有者の3親等以内の親族でないこと。
 - ・暴力団関係者でないこと。
 - ・市区町村民税等の未納がないこと。
 ※令和3年3月31日までに売買・賃貸借契約を締結した物件にかかるものは、令和5年9月30日までに交付申請する場合、20歳以上65歳未満となります。（令和3年4月1日以降に売買・賃貸借契約を締結した物件にかかるものは、20歳以上60歳未満となります。）
 - (2) 空き家所有者
移住者と賃貸借契約した空き家所有者

6 工事、処分の対象経費

	区分	対象経費
空き家改修工事	主要構造部又は構造耐力上主要な部分	外壁、柱、床、はり、屋根、基礎、土台等の改修に要する費用
	居住の用に供する主要な設備	居住するために必要な居間、浴室、トイレ及び台所に付随する電気設備、インターネットの配線（宅内に限る。）、空調設備（配管に限る。）、給排水設備、給湯設備の改修等に要する費用並びに附属する備品類の改修に要する費用
	その他	畳、ふすま、障子、扉、窓、天井、内壁等の改修等に要する費用
家財道具等処分		居住に当たって支障となる既存荷物の整理、運搬及び処分に要する費用

長野市移住者空き家改修等補助金交付申請について

《申請から交付までの流れ》

1 申請書提出（実施前写真）

※売買・賃貸借契約締結日（R3. 7. 21 以前は R3. 4. 1）から 4 年以内に事業に着手（改修工事の契約日）となります。申請日ではありませんので、注意してください。

※令和 3 年 3 月 31 日までに売買・賃貸借契約を締結した物件にかかるものは、令和 5 年 9 月 30 日までに交付申請する場合、20 歳以上 65 歳未満となります。

2 申請書類の確認（納税状況など）

～申請から交付決定までに約 1 か月～

3 交付決定通知書の送付（郵送）

※この時点までに改修や家財道具を処分したものは、原則、補助対象経費となりませんので、注意してください。

※売買・賃貸借契約締結日（R3. 7. 21 以前は R3. 4. 1）から 4 年以内に事業に着手（改修工事等の契約）してください。

4 建物改修、家財道具処分開始（補助金交付決定後）

※着手前、途中（家財道具処分）、事業完了後の状況について、写真撮影をお願いします。（実績報告書に添付）

5 改修、処分終了

6 実績報告書提出※（終了後 15 日以内、3 月 31 日いずれか早い方）

※この時点までに長野市に転入手続きをしていただき、長野市の住民票をご提出いただきます。

7 補助金確定通知書郵送

8 補助金請求書提出

9 補助金を申出の口座へ振込み

留意事項

・ 1～6 まで同一年度内で完了する必要があります。（交付決定額を翌年度に繰り越すことはできません。）

・ 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まれません。（税抜き金額）

・ 補助事業を完了した日の翌日から 5 年を経過する日までの間に、住宅の取壊しや転売、移住者の市外転居などが生じた場合、交付された補助金の全部又は一部を返還いただきます。

必要書類

1 交付申請時（着手前）

No.	<input checked="" type="checkbox"/> チェック	書類の名称	備考
A		交付申請書	様式第1号
1		事業計画書	様式第2号 工事等開始予定日 次の2の4年以内
2		賃貸契約書又は売買契約書の写し	令和3年3月31日 以前は65歳未満
3-1		【申請者：移住者】市税の納付確認の同意書 又は本市に転入する前に住んでいた市区町村 の納税証明書	申請時に長野市に 転入済みの場合
		【申請者：移住者】現に住んでいる地区町村の 納税証明書	申請時に県外に住ん でいる場合で、前年 度の1月1日の住所 地で課税（納期到来 のもの）
3-2		【申請者：所有者（賃貸）】市税の納付確認の 同意書又は本市に転入する前に住んでいた市 区町村の納税証明書	
3-3		【申請者：所有者（賃貸）】 <u>移住者（賃借人）</u> の 納税証明書（未納がない証明）	前年度の1月1日の 住所地で課税（納期 到来のもの）
3-4		移住者の戸籍の附票（申請日前3年間長野 県内にいなかったことの確認）又は住民票（県 外者であって転入日が3年以上前）	戸籍の附票は本籍 地で入手
4		登記事項証明書	住宅及びその敷地
5		工事・処分※にかかる見積書	原則、小物は対象に なりません。
99		債権者登録申請書兼口座振替依頼書	通帳の写し等添付
6-1		【改修】間取り平面図	
6-2		【改修】工事にかかる設計図	作成した場合
6-3		【改修】住宅の外観及び施工予定箇所がわか る写真（工事前）	
6-4		【改修・処分】入居する世帯全員の住民票	長野市
7-1		【処分】処分の前の写真	
7-2		【処分】申請者が移住者の場合、空き家の所 有者から家財道具等処分に関する申立書若 しくは、所有者が移住者に処分を依頼したこ とが分かる書類	
-	-	交付決定通知【長野市から申請者へ】	

【改修】：空き家改修工事、【処分】：家財道具等処分の区分（以下同じ）

2 実績報告時・交付請求時（完了後）

No.	<input checked="" type="checkbox"/> チェック	書類の名称	備考
B		実績報告書	様式第5号 移住者の場合は転入後の住所で申請
1-1		【改修】契約書及び領収書の写し	売買等の契約日から4年以内
1-2		【改修】実施箇所及び施工内容のわかる図面及び書類	
1-3		【改修】しゅん工写真	
1-4		【改修・処分】入居する世帯全員の長野市の住民票 長野市に転入を済ませてください。	申請時県外の場合
1-5		【申請者：所有者（賃貸）】移住者（賃借人）の納税証明書（未納がない証明）	交付申請時未提出の場合
2-1		【処分】明細書及び領収書の写し	
2-2		【処分】作業中（搬出作業）、作業後の写真	困難な場合※3-1・2
補 3-1		※【処分】産業廃棄物処理委託契約書	処分事業者
補 3-2		※【処分】廃棄物系マニフェスト	処分事業者
-	-	交付確定通知【長野市から申請者へ】	
C		交付請求書	様式第6号 移住者の場合は転入後の住所で申請

3 変更・廃止する（した）場合

長野市企画政策部人口増推進課までお問い合わせください。

電話：026-224-8851、026-224-7721